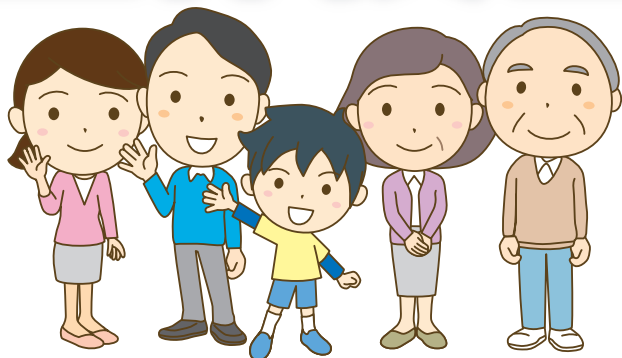


団体損害保険

2025年度版
(1年間保存)

傷害総合保険(ケガ)

募集のご案内



保険料

32%割引

(団体割引:20%・
過去の損害率による割引:15%)

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、傷害総合保険の保険料(または保険金額)および補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

3つの大きな特長！

①大きな割引 約**32%割引**

②充実の補償内容 日常生活を取り巻く様々なリスクに対する補償！

例	ケガの補償 階段から落ちてケガ	ハイキング中にケガ	個人賠償責任の補償 自転車で他人にケガを負わせた	熱中症危険の補償 熱中症による身体の障害
---	-------------------------------	------------------	--	------------------------------------

※補償されるプランにつきましては、パンフレット内をご確認ください。

③オプションセットで、さらに補償内容が充実

※ケガあんしんプラン(傷害総合)のみセット可能

例	携行品損害の補償 ゴルフクラブが折れた	ホールインワン・アルパトロス費用の補償 ホールインワン・アルパトロス費用
---	-----------------------------------	--

取扱代理店

株式会社コスモトレードアンドサービス
TEL:03-3798-9317

申込締切日

2025年9月10日(水)

保険期間

2025年11月25日(火)午後4時から1年間

提出先

コスモトレードアンドサービス 保険部

傷害総合保険とは

傷害総合保険は、「急激かつ偶然な外来の事故」によって被った「ケガ」に対して保険金をお支払いします。

「急激」とは

突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

「偶然」とは

「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

「外来」とは

ケガの原因が被保険者(保険の対象となる方)の身体の外からの作用によることをいいます。

例えば、靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

グループ損害保険のラインナップを確認しましょう！

区分	こんな方に オススメ	死亡・ 後遺障害	入院	手術	通院	第三者 への 賠償責任	携行品	ホールインワン ・アルバトロス	弁護士 費用
傷害総合	ケガあんしん プラン(傷害総合) 個人型・夫婦型・家族型を ご用意しています。	●	●	●	●	●	▲ オプション	▲ オプション	
	ケガあんしん プラン(交通傷害) 個人型・夫婦型・家族型を ご用意しています。	● 交通事故 による ケガのみ	● 交通事故 による ケガのみ	● 交通事故 による ケガのみ	● 交通事故 による ケガのみ	●			
	お手軽あんしん プラン 補償の内容は 最小限に 保険料を 抑えたい方		● ケガのみ	● ケガのみ	● ケガのみ	●			
	日常トラブル あんしんプラン 日常生活の トラブルに あんしんを 求める方	● ケガのみ	● ケガのみ	● ケガのみ	● ケガのみ	●	法的トラブルを補償します。 		



1プランのみのご加入となります。重複してご加入いただけません。

■被保険者の範囲

被保険者のうち、本人とは申込人のことをいい、コスモエネルギーホールディングスおよびその系列会社の退職者本人をさします。

(被保険者の加入年齢に制限はありません。)

被保険者の範囲

本人、配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および本人と同居の親族

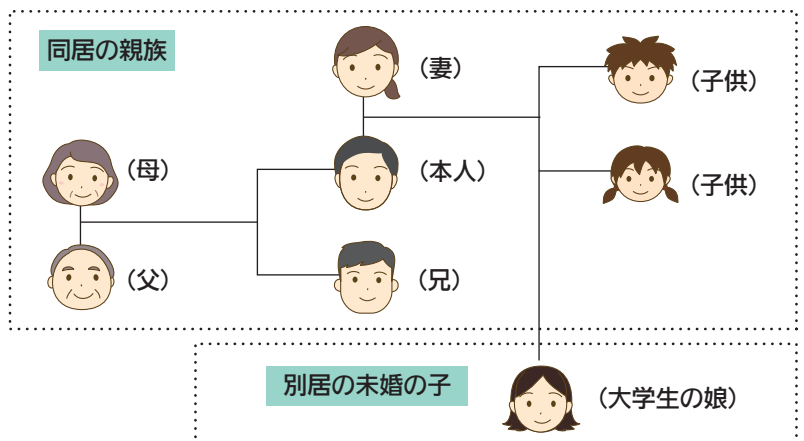
■家族型をお選びになる場合の参考

【ご家族の範囲とは】

ご家族型の「ご家族の範囲」は以下のとおりです

- ①本人
- ②配偶者
- ③本人またはその配偶者の同居の親族
(6親等内の血族、3親等内の姻族)
- ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子

【ご家族の範囲例】



お手続きの方法

申込人の範囲

コスモエネルギーホールディングスおよびその系列会社の退職者ご本人。
(自己都合退職者の方は、退職者団体への加入は出来ません。)
なお対象となる系列会社につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

被保険者(補償対象)の範囲

P.1をご確認ください。

1. 現在ご加入の方で2025年11月25日からの**継続加入**をされる方

(1) 前年同タイプでご継続の方のお手続き方法

加入依頼書のご提出は不要です。自動継続加入の取扱とさせていただきます。

(2) 補償内容変更をご希望の方のお手続き方法(P.11参照)

加入依頼書の前年同タイプを二重線で消し、記載例のようにフリープラン欄にご希望の加入タイプをご記入のうえ、ご提出ください。

「個人型」から「夫婦型」「家族型」への変更、「夫婦型」から「家族型」への変更はできません。

「交通傷害」から「普通傷害」への変更はできません。

その他、補償が拡大する内容への変更はできません。

(3) 保険料のお支払いは、口座振替依頼書でご指定いただいた口座からの自動振替となります。

・振替日:2025年11月13日(木)

・集金代行会社:第一生命カードサービス(DSC) 振替時の通帳記帳は「DSCコスモOBホケン」

※上記日程の振替が不能な場合は、**2025年12月15日(月)に再請求**となります。

※振替口座は、コスモエネルギーホールディングスおよびその系列会社の**ご退職者ご本人の口座のみ**となります。

なお、口座の変更等がある場合には、コスモトレードアンドサービス 保険部までお申し出ください。

2. 脱退(解約)をされる方

脱退(解約)の場合は、ご署名とご捺印が必要となります。(P.12参照)

(1) 加入依頼書の上段中程のご署名欄にご署名

(2) 加入依頼書の下段中程の脱退③に○印+ご捺印

一度脱退されますと再加入はできませんのでご注意ください。

〈書類提出締切日:2025年9月10日(水)〉

ケガあんしんプラン (傷害総合)

■ ケガによる死亡・後遺障害、入通院、手術を補償します。 ※「お手軽あんしんプラン」日

保険金額と保険料(ご加入は、1タイプにつき1口のみです)

特定感染症危険「後遺傷害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約、通院保険金支払限度日数変更特約(30日)、後遺障害等級限定補償特約(第1級)

■基本コース

家族型	タイプ	一時払保険料	保険金額									個人賠償
			本人			配偶者			親族			
			死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	
	OAT1	26,520円	180万円	3,600円	2,400円	80万円	1,800円	1,200円	80万円	1,800円	1,200円	3億円
OAT2	44,000円	480万円	6,000円	3,600円	180万円	3,000円	1,800円	180万円	3,000円	1,800円		
OAT3	61,960円	780万円	8,400円	5,400円	240万円	4,200円	2,400円	240万円	4,200円	2,400円		

夫婦型	タイプ	一時払保険料	保険金額									個人賠償
			本人			配偶者			親族			
			死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	
	OBT1	27,770円	420万円	4,800円	3,000円	180万円	3,600円	2,400円	—————			3億円
OBT2	45,230円	840万円	7,200円	4,800円	360万円	6,000円	3,600円					
OBT3	62,710円	960万円	12,000円	6,000円	480万円	9,000円	6,000円					

個人型	タイプ	一時払保険料	保険金額									個人賠償
			本人			配偶者			親族			
			死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	
	OCT1	13,430円	280万円	3,500円	2,400円	―――			―――			3億円
OCT2	21,900円	600万円	6,000円	3,600円								
OCT3	32,160円	660万円	10,200円	6,000円								

ゴルフ型	タイプ	一時払保険料	保険金額						
			本人			個人賠償	携行品損害 (自己負担額 1事故3,000円)	ホールインワン ・アルパトロス	
			死亡・後遺障害	入院日額	通院日額				
	OG1	5,940円	20万円	600円	300円	3億円	15万円	20万円	
	OG2	8,210円	20万円	600円	300円		20万円	40万円	
	OG3	10,180円	20万円	600円	300円		40万円	50万円	

ゴルフ型は、死亡・後遺障害、入院、通院の保険金額を低廉な金額としたプランとなります。

傷害保険の基本コースとゴルフ型を別々にご加入している方は、効率的な基本コース+選択コースへのご加入をおすすめします。

手術保険金の額は次の支払区分・倍率にてお支払いします。

(1)入院中の手術:入院保険金日額の10倍 (2)外来の手術:入院保険金日額の5倍。(一部の軽微な手術は対象外となります。)

※個人型だけでなく、家族型、夫婦型にも熱中症危険補償特約が付帯されます。

お支払いする事故

保険金のお支払方法等重要な事項は、P.14以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

■基本コース

傷害
事故

日本国内・国外を問わず交通事故を含む急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いします。

●これらの保険金は、政府労災保険、健康保険、加害者からの賠償の有無などに関係なくお支払いします。

【例】



車にはねられてケガ



料理中にやけど



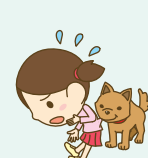
階段から落ちてケガ



スポーツ中にケガ



ハイキング中にケガ



犬に噛まれてケガ

天災危険補償特約

地震、噴火またはこれらによる津波によって被ったケガも補償の対象とすることが可能です。

熱中症危険補償特約

日射または熱射による身体の障害に対しても、保険金(死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金)をお支払いします。

特定感染症

特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合にそれぞれ後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金をお支払いします。

■詳細はP.15をご確認ください。

【ご確認ください】

職種により保険料が異なりますので、ご注意ください。

ご契約の保険料を算出したり保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は職種級別表をご確認のうえ、お申込みいただきますよう、お願い申し上げます。なお職種級別B級の方は取扱代理店までお問い合わせください。

常トラブルあんしんプラン」とは重複してご加入いただけません。

～第7級)、天災危険補償特約、熱中症危険補償特約セット、〈保険期間:1年 職種級別:A級 団体割引:20%・過去の損害率による割引:15%〉

■選択コース(オプション)

家族型	携行品損害 (自己負担額1事故3,000円)		
	タイプ	一時払 保険料	保険金額
	OX1	980円	10万円
	OX2	1,490円	20万円
	OX3	2,860円	40万円

ホールインワン・ アルバトロス費用	携行品損害 (自己負担額1事故3,000円)		
	タイプ	一時払 保険料	保険金額
	OY1	2,160円	20万円
	OY2	5,410円	50万円
	OY3	10,810円	100万円

夫婦型	携行品損害 (自己負担額1事故3,000円)		
	タイプ	一時払 保険料	保険金額
	OX4	760円	10万円
	OX5	1,160円	20万円
	OX6	2,220円	40万円

ホールインワン・ アルバトロス費用	携行品損害 (自己負担額1事故3,000円)		
	タイプ	一時払 保険料	保険金額
	OY1	2,160円	20万円
	OY2	5,410円	50万円
	OY3	10,810円	100万円

個人型	携行品損害 (自己負担額1事故3,000円)		
	タイプ	一時払 保険料	保険金額
	OX7	630円	10万円
	OX8	970円	20万円
	OX9	1,850円	40万円

ホールインワン・ アルバトロス費用	携行品損害 (自己負担額1事故3,000円)		
	タイプ	一時払 保険料	保険金額
	OY1	2,160円	20万円
	OY2	5,410円	50万円
	OY3	10,810円	100万円

■保険の対象となる方

- 本人(被保険者欄に記載されている方)
 - 本人の配偶者
 - 本人またはその配偶者の同居の親族
 - 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- ※ホールインワン・アルバトロス費用は本人のみ。
※個人賠償の被保険者についてはP.15～16を
ご確認ください。

- 本人(被保険者欄に記載されている方)
 - 本人の配偶者
- ※ホールインワン・アルバトロス費用は本人のみ。
※個人賠償の被保険者についてはP.15～16を
ご確認ください。

- 本人(被保険者欄に記載されている方)
- ※個人賠償の被保険者についてはP.15～16を
ご確認ください。

■基本コース

賠償 事故

個人賠償責任補償 日本国内・国外を問わず日常生活において、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に損害賠償金および費用をお支払いします。

- 自動車保険、火災保険に個人賠償責任特約をセットされている場合は、補償が重複する可能性がありますので、ご契約内容をご確認ください。
- 「示談交渉サービス」利用可能(国内のみ)
- 詳細はP.15～16をご確認ください。

【個人賠償責任補償の例】



自転車で車に衝突！
車体を傷つけてしまった



マンションの階下
(他人の家)に
水漏れを出した



飼い犬が他人に
ケガを負わせた



自転車で他人に
ケガを負わせた

■選択コース(オプション)

携行品 損害

日本国内・国外問わず被保険者(保険の対象となる方)の居住する建物外での偶然な事故による身の回り品の破損、盗難などを補償します。乗車券等または現金等については合計して5万円を限度とします。(自己負担額1事故3,000円)
※置き忘れ・紛失は対象外 ※携帯電話、メガネ、補聴器、自転車、漁具などは対象外

【例】



ゴルフ
クラブが
折れた



カメラを
落として
壊した

ホールインワン・ アルバトロス費用

■詳細は、P.16をご確認ください。

(本人のみ)日本国内のゴルフ場でホールインワン・アルバトロスを達成した場合に慣習として行う祝賀会の費用等を補償します。

【例】



ホールインワン・
アルバトロス費用

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故(ケガ、損害、ホールインワン・アルバトロス費用)によるものは、保険金をお支払いできません。

ケガあんしんプラン

(交通傷害)

※交通事故以外のケガは対象外です。

■ 交通事故のケガによる死亡・後遺障害、入通院、手術を補償します。



※「お手軽あんしんプラン」「日常トラブルあんしんプラン」とは重複してご加入いただけません。

保険金額と保険料(ご加入は、1タイプにつき1口のみです)

交通傷害危険のみ補償特約、通院保険金支払限度日数変更特約(30日)、
後遺障害等級限定補償特約(第1級～第7級)セット(保険期間:1年 団体割引:20%・過去の損害率による割引:15%)

■ 基本コース

家族型	タイプ	一時払 保険料	保険金額									個人 賠償
			本人			配偶者			親族			
			死亡・ 後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・ 後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・ 後遺障害	入院日額	通院日額	
	OD0	9,160円	550万円	7,200円	1,200円	550万円	7,200円	1,200円	550万円	7,200円	1,200円	3億円
	OD1	15,550円	1,920万円	7,200円	4,800円	360万円	4,200円	2,900円	180万円	3,600円	2,400円	
OD2	21,450円	2,400万円	10,800円	6,000円	720万円	8,400円	6,000円	360万円	4,800円	3,000円		

夫婦型	タイプ	一時払 保険料	保険金額									個人賠償
			本人			配偶者			親族			
			死亡・ 後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・ 後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・ 後遺障害	入院日額	通院日額	
	OE0	5,120円	550万円	4,400円	1,000円	165万円	3,300円	1,000円	—————			3億円
OE1	8,760円	950万円	4,600円	2,800円	480万円	3,400円	2,200円					
OE2	17,300円	2,160万円	9,600円	6,000円	960万円	7,200円	4,800円					

個人型	タイプ	一時払 保険料	保険金額									個人 賠償
			本人			配偶者			親族			
			死亡・ 後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・ 後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・ 後遺障害	入院日額	通院日額	
	OF0	3,740円	450万円	3,000円	1,000円	———			———			3億円
	OF1	9,220円	1,100万円	7,200円	4,800円							
OF2	14,270円	2,400万円	15,600円	6,000円								

手術保険金の額は次の支払区分・倍率にてお支払いします。

(1)入院中の手術:入院保険金日額の10倍(2)外来の手術:入院保険金日額の5倍。(一部の軽微な手術は対象外となります。)

補償の対象となる方に関してはP.19をご参照ください。

※交通傷害基本コースには、携行品損害、ホールインワン・アルバトロス費用等の選択コースはありませんのでご注意ください。

選択コースをご希望の方は傷害総合基本コースにご加入ください。

お支払いする事故

保険金のお支払方法等重要な事項は、P.14以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

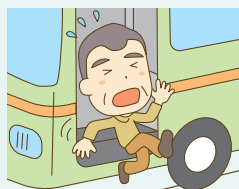
■基本コース

傷害事故 日本国内・国外を問わず交通事故によりケガをされた場合に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いします。

【例】



車にはねられてケガ



バスのステップをふみはずしてケガ



バイクで転倒してケガ

賠償事故 **個人賠償責任補償** 日本国内・国外を問わず日常生活において、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に損害賠償金および費用をお支払いします。

●自動車保険、火災保険に個人賠償責任特約をセットされている場合は、補償が重複する可能性がありますので、ご契約内容をご確認ください。

【個人賠償責任補償の例】



自転車で他人にケガを負わせた



マンションの階下（他人の家）に水漏れを出した

交通傷害の補償内容

日本国内・国外を問わず、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ^(※1)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※1) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注) 次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ① 交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
- ② 交通乗用具に搭乗中^(※2)の事故
- ③ 駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故
- ④ 交通乗用具の火災 など

(※2) 正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

●保険期間の開始時より前に発生した事故(ケガ・損害)によるものは、保険金をお支払いできません。

お手軽あんしんプラン

(個人型) OSTタイプ

■ **死亡・後遺障害を対象外とし、
お手ごろな保険料で、ケガのリスク、賠償のリスクをカバーします！**



※「日常トラブルあんしんプラン」「ケガあんしんプラン」とは重複してご加入いただけません。

- ◆日本国内・国外を問わず日常生活において、交通事故を含む急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いします。
- ◆日本国内・国外を問わず日常生活において、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に損害保険金および費用をお支払いします。
- ◆天災危険補償特約セットで、地震、噴火またはこれらによる津波によって被ったケガも補償の対象となります。

■ 補償内容と保険料(ご加入は、1口のみです)

死亡保険金対象外特約、後遺障害保険金対象外特約、天災危険補償特約、熱中症危険補償特約、通院保険金支払限度日数変更特約(30日)セット
〈保険期間:1年 職種級別:A級 団体割引:20%・過去の損害率による割引:15%〉

補償内容	お手軽あんしんプラン(OSTタイプ)保険金額・保険料
入院保険金日額(1,000日限度)	5,500円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外 来 の 手 術:入院保険金日額の5倍
通院保険金日額(30日限度)	3,000円
個人賠償責任補償保険金額	3億円
一時払保険料	12,460円

※特定感染症(P.15)による事故は、補償の対象外となりますのでご注意ください。

お支払いする事故

保険金のお支払方法等重要な事項は、P.14以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

傷害事故 日本国内・国外を問わず交通事故を含む急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いします。
●これらの保険金は、政府労災保険、健康保険、加害者からの賠償の有無などに関係なくお支払いします。

天災危険補償特約 地震、噴火またはこれらによる津波によって被ったケガも補償の対象とすることが可能です。

熱中症危険補償特約 日射または熱射による身体の障害に対しても、保険金（死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金）をお支払いします。

傷害総合保険は、「急激かつ偶然な外来の事故」によって被った「ケガ」に対して保険金をお支払いします。

「急激」とは 突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

「偶然」とは 「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

「外来」とは ケガの原因が被保険者（保険の対象となる方）の身体の外からの作用によることをいいます。

【例】



車にはねられてケガ



料理中にやけど



階段から落ちてケガ



ハイキング中にケガ



地震でケガ

賠償事故 **個人賠償責任補償** 日本国内・国外を問わず日常生活において、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に損害賠償金および費用をお支払いします。

●自動車保険、火災保険に個人賠償責任特約をセットされている場合は、補償が重複する可能性がありますので、ご契約内容をご確認ください。

【個人賠償責任補償の例】



自転車で車に衝突！
車体を傷つけてしまった



自転車で他人に
ケガを負わせた



他人の家の
ガラスを破損



飼い犬が他人に
噛み付いて
ケガを負わせた



マンションの階下
（他人の家）に
水漏れを出した

日常トラブルあんしんプラン (個人型) OKTタイプ

法的トラブルに対処する弁護士費用や弁護士紹介などを補償します！



※「お手軽あんしんプラン」「ケガあんしんプラン」とは重複してご加入いただけません。

- ◆万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、「弁護士に相談したいけど、相談の仕方がわからない…」
「相談したいけど費用が高そう…」そんな心配をサポートします。

訴訟



補償内容(ご加入は、1口のみです)

特定感染症危険補償特約、通院保険金支払限度日数変更特約(30日)、天災危険補償特約、熱中症危険補償特約、後遺障害等級限定補償特約(第1級～第7級)セット
(保険期間:1年 職種級別:A級 団体割引:20%・過去の損害率による割引:15%)

補償内容		日常トラブルあんしんプラン (OKTタイプ) 保険金額・保険料
死亡・後遺障害保険金		600万円
入院保険金日額(1,000日限度)		6,000円
手術保険金		入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
通院保険金日額(30日限度)		3,600円
被害事故補償保険金額(本人のみ)※		1億円
個人賠償責任保険金額※		3億円
弁護士費用 補償	弁護士費用保険金(自己負担割合10%)	通算200万円限度
	法律相談・書類作成費用保険金(自己負担額1,000円)	通算5万円限度
一時払保険料		29,290円

※被害事故補償、個人賠償責任補償の詳細はP.15～16をご覧ください。

※熱中症危険補償特約についてはP.3をご覧ください。

弁護士費用補償 2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償(※)

① 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の
委任を行うときに負担した弁
護士費用を補償します。

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
弁護士等への委任に
かかった費用

■保険金額
(保険期間1年につき)
通算 **200万円限度**

× (100% - 自己負担
割合 **10%**)

② 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書
類作成の依頼を行うときに負担した法
律相談・書類作成費用を補償します。

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
法律相談・書類作成に
かかった費用

■保険金額
(保険期間1年につき)
通算 **5万円限度**

- 自己負担額
(免責金額) **1,000円**

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

⚠ いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払い事例(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらう交渉を行った。
2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束をしてくれたため、合意書面を作成した。

弁護士等への委任にかかった費用 40万円
着手金15万円、報酬金25万円

弁護士費用保険金のお支払い額
40万円×(100%-10%(自己負担割合)) = **36万円**

法律相談・書類作成にかかった費用 1万円

法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額
1万円-1,000円(自己負担額) = **9,000円**

**合計 36万9,000円の
保険金をお支払い**

相談できる弁護士が身近にいらなくても安心!「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。
お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。
警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。
「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

金銭的な負担を軽減し、安心して
法的トラブルを解決することができます。



(注1)本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。

(注2)ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注3)ご利用は日本国内からにかぎります。(注4)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注5)「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。

事故サポートセンター:【受付時間】24時間365日 0120-727-110

(注)保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

弁護士費用補償

“日常トラブルあんしんプラン”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。



次の①～③の法的トラブルについては、被保険者ご本人だけでなく、お子さま^(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。

①人格権侵害^(※2)

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいじめられない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



②被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といっかわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



③借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



(※1) 被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。

(※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

(※3) 離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。



次の④～⑤の法的トラブルについては、**被保険者ご本人に関わる調停等に要する**弁護士への各種費用が対象となります。

④遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



⑤離婚調停^(※3)

初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- こどもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、**被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ**対象となります。

以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブルなど

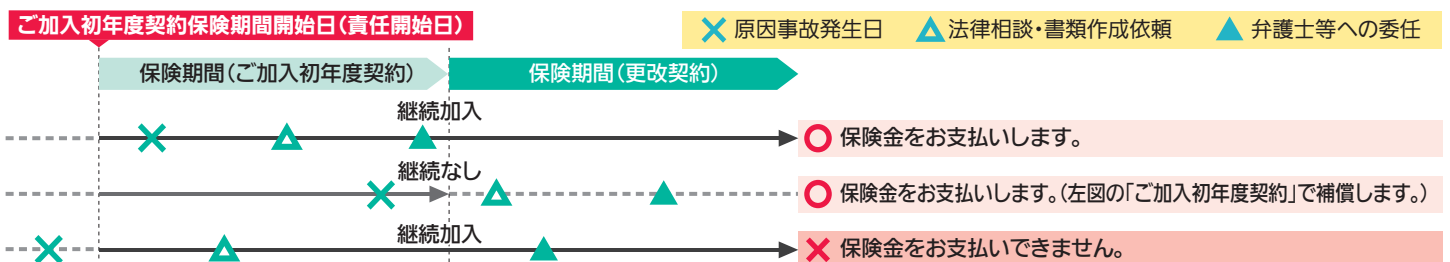
弁護士費用補償に関する保険責任について

■保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。

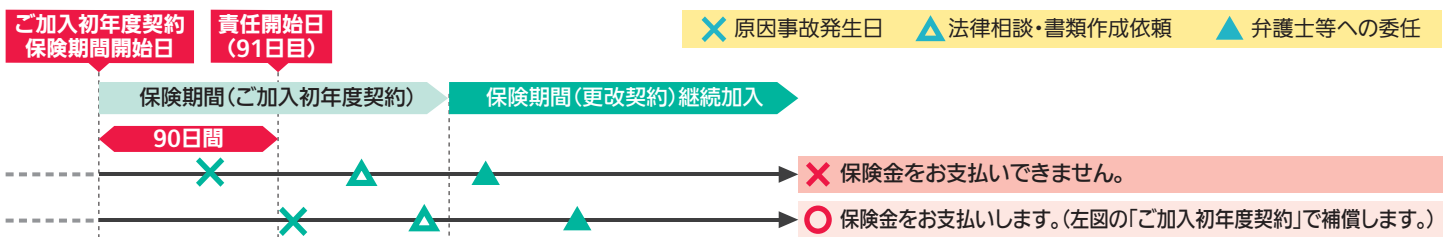
■保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

■同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始(原因事故発生日と保険期間との関係)(イメージ図)】



【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注) 「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたこれらのトラブルについては、保険金をお支払いできません。

被害事故補償特約、個人賠償責任補償特約については、P.15をご確認ください。

タイプ変更の場合

※★1の申込日をご記入、★2にご捺印またはフルネームでご署名ください。
※4枚目をお客さま控として、1枚目から3枚目までをご提出ください。

例 前年、OAT2タイプ^①(傷害総合家族型)とOY1タイプ^②(ホールインワン・アルバトロス費用特約)にご加入の方が

- ・OY1タイプ(ホールインワン・アルバトロス費用特約)を解約①
- ・OAT2タイプ(傷害総合家族型)を解約し②、OAT1タイプ(傷害総合家族型)へ変更③

[illegible]

ご注意ください！

被保険者が複数いる場合(加入依頼書が複数枚ある場合)、1名(1枚)の変更でも**全て(他の加入依頼書)ご提出**ください。

※基本コースが傷害総合(個人型・夫婦型・家族型)の場合のみ、携行品損害、ホールインワン・アルバトロスにご加入いただけます。

また携行品損害については、必ず基本コースの傷害総合の型に合わせます。

※受取人を変更する場合は、事前の連絡が必要となります。

●加入依頼書の最終ページがお客さま控となっていますので、切り離してお取りください。

脱退の場合

※複数の被保険者がいて、一部の方のみ解約の場合も、全ての方のご提出が必要です。

ご注意ください！

- 「脱退」とは、加入者ごとに作成された、すべての加入依頼書を解約することをいいます。そのため、ご家族でご加入され、その内の1名だけを解約される場合は脱退ではなく「一部解約」となります。**削除する被保険者のみ、ご加入タイプ・被保険者情報を二重線で抹消してください。★3脱退の欄には記入をしないでください。**
- 一部解約の場合でも、すべての加入依頼書をご提出ください。

●加入依頼書の最終ページがお客さま控となっていますので、切り離してお取りください。



一度脱退された方は、再加入できません。

MEMO

Handwriting practice area with 20 horizontal dotted lines.

傷害総合保険

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

※1プランのみのご加入となります。重複してご加入いただけません。

ケガあんしんプラン・お手軽あんしんプラン・日常トラブルあんしんプラン この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み:この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者 :コスモエネルギーホールディングス株式会社
- 保険期間 :2025年11月25日(火)午後4時から1年間となります。
- 申込締切日 :2025年9月10日(水)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者:コスモエネルギーホールディングス株式会社およびその系列会社の退職者本人
 - 被保険者 :コスモエネルギーホールディングス株式会社およびその系列会社の退職者本人またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。ただし、弁護士費用補償のある「日常トラブル安心プラン」にご加入される場合は未成年者を除きます。
 - 【家族型】被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。
※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 - 【夫婦型】被保険者本人の配偶者も保険の対象となります。
※被保険者本人との続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 - 【個人型】被保険者本人のみが保険の対象となります。
- お支払方法:保険料のお支払いは、ご指定いただいた口座からの自動振替となります。(一時払)
<振替日>2025年11月13日(木) <集金代行会社>第一生命カードサービス(略称:DSC)
※振替時の通帳記帳は「DSCコスモOBホケン」となります。金融機関によっては、「DSC」が「ダイイチセイメイCS」などと印字されます。
<振替通知発送時期>2025年11月上旬
★口座が設定されていらっしゃる方のみ「口座振替依頼書」を同封しておりますので、必ずご提出をお願いします。
- お手続方法:下表のとおり必要書類にご記入のうえ、取扱代理店までご送付ください。

ご加入対象者		お手続方法
既加入者の皆さま	前年と同タイプ(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	補償内容を変更して継続加入を行う場合※	前年と同じ補償内容または補償内容を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

- ※「前年と同じ補償内容または補償内容を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は取扱代理店までお問い合わせください。
(注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
- 中途脱退 :この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。 ※一度脱退された方は、再加入はできません。
 - 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金:この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【傷害総合】ケガあんしんプラン お手軽あんしんプラン 日常トラブルあんしんプラン

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。
(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。(お手軽あんしんプランは除きます。)[「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。
(※)保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの
	ケガあんしんプラン 日常トラブルあんしんプラン	死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額	
	後遺障害保険金 (第1級~第7級)	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の42% ^(※) ~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	(次ページに続きます。)
	ケガあんしんプラン 日常トラブルあんしんプラン	後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合(42% ^(※) ~100%) (※)「後遺障害等級限定補償特約(第1級~第7級)」をセットしています。 (特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約は対象外)	

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	入院保険金 ケガあんしんプラン お手軽あんしんプラン 日常トラブルあんしんプラン	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数(1,000日限度)}$	(前ページの続きです。) ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの) ⑩ビッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など
	手術保険金 ケガあんしんプラン お手軽あんしんプラン 日常トラブルあんしんプラン	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、〈入院中に受けた手術の場合〉の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) $\begin{aligned} \text{〈入院中に受けた手術の場合〉} & \text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10 (\text{倍}) \\ \text{〈外来で受けた手術の場合〉} & \text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5 (\text{倍}) \end{aligned}$ (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりです。	⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの) ⑩ビッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など
	通院保険金 ケガあんしんプラン お手軽あんしんプラン 日常トラブルあんしんプラン	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、30日 ^(※1) を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の30日(※1)限度)}$ (※1)通院保険金支払限度日数変更特約(30日)をセットしています。 (特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約は対象外) (注1)通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等 ^(※2) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※2)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
被害事故(国内外補償)	被害事故補償(注) 日常トラブルあんしんプラン	被保険者が、被害事故 ^(※1) により死亡された場合または所定の重度後遺障害 ^(※2) が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。 ①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金 など (※1)第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。 (※2)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見のないもの) ⑥被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の親族のうち3親等内の方、被保険者の同居の親族 など
傷害(国内外補償)		【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約】(葬祭費用対象外) ケガあんしんプラン(傷害総合)・日常トラブルあんしんプラン 特定感染症 ^(※1) を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。 ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 (※)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。 2025年6月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O157を含みます。等)が該当します。	
賠償責任		日本国内または国外において、被保険者 ^(※1) が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者 ^(※1) の日常生活(住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例：自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品) ^(※2) を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等 ^(※3) を運行不能にさせた場合 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりです。)。ただし、本人に関する事故にかぎりです。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりです。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりです。 (次ページに続きます)	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両 ^(※1) 、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 (次ページに続きます)

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任	個人賠償責任 (国内外補償)(注) ケガあんしんプラン お手軽あんしんプラン 日常トラブルあんしんプラン	(前ページの続きです。) なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2) 次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラライダー、サーフボード、ウインドサーフィンは、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 など (※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。	(前ページの続きです。) ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故 ・置き忘れ^(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など (※1) 次のア、からエ、までのいずれかに該当するものを除きます。 ア、主たる原動力が人力であるもの イ、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ、身体障がい者用の車^(※3)および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ、移動用小型車および遠隔操作型小型車 (※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 (※3) 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。
	携行品損害 (国内外補償)(注) ケガあんしんプラン	偶然な事故により携行品^(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額^(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。 ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 (※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。))外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 (※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 (注1) 乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2) 次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハングライダー、パラライダー、サーフボード、ウインドサーフィンは、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。))およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩置き忘れ^(※)または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。))の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など (※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
	ホールインワン・アルパトロス費用 (国内のみ補償)(注) ケガあんしんプラン	日本国内にあるゴルフ場^(※1)においてゴルフ競技^(※2)中にホールインワンまたはアルパトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、ホールインワン・アルパトロス費用の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。 ①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。) ②祝賀会費用^(※3) ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。) (※1)「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (次ページに続きます。)	①ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルパトロス ②ゴルフ場の経営者または従業員がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルパトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルパトロス など

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
費用の補償	ホールインワン・アルバトロス費用 (国内のみ補償) (注)	(前ページの続きです。) (※2)「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)し、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・パードゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 (※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスをを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスをを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。 (注1)ホールインワン・アルバトロス費用補償特約は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。) (注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。 ★ご注意ください！ キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎり、お支払いの対象となります。 ①そのゴルフ場の使用人が目撃^(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃^(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎり)が提出できる場合 ④同伴競技者以外の第三者^(※5)が目撃^(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 (※4)ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。 (※5)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。	
	ケガあんしんプラン		

【弁護士費用補償】(弁護士費用総合補償特約) 日常トラブルあんしんプラン

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)	弁護士費用(注)	被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下1から5までのいずれかに該当するトラブル^(※1)について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、以下1・2・5のトラブルの場合は、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。なお、1・5のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。 1. 被害事故に関するトラブル ケガを負わされた、財物を壊された、盗取^(※2)にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。 2. 借地または借家に関するトラブル 賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉(賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。)に関するトラブルを含みません。 3. 離婚調停に関するトラブル 被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。 (注1)原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。 (注2)保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。 4. 遺産分割調停に関するトラブル 被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分侵害額請求^(※3)における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。 (注)保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。 (次ページに続きます。)	【全トラブルに共通の事由】 ①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為^(※)、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーまたは危険ドラッグ等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。 ⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。)。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 ⑪保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 (次ページに続きます。)
	弁護士費用保険金 + 法律相談・書類作成費用保険金 日常トラブルあんしんプラン		

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)		(前ページの続きです。) 5. 人格権侵害に関するトラブル 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 (注)警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。	(前ページの続きです。) (※)この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。
	保険金種類	お支払いする保険金の額	
	弁護士費用保険金	弁護士等への委任 ^(※4) によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 弁護士費用保険金の額＝損害の額×(100%－自己負担割合10%)	
	法律相談・書類作成費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用 ^(※4) の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 法律相談・書類作成費用保険金の額＝損害の額－自己負担額 1,000円	
	弁護士費用(注) 弁護士費用保険金 ＋ 法律相談・書類作成費用保険金	(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下の ①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ①被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ②保険金請求権者が行った最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額 (※1)日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。 (※2)詐欺、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎります。 (※3)遺留分侵害額請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。 (※4)同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。	【各トラブル固有の事由】 左記1に該当する場合 ⑫自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル ⑬医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ⑭あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 ⑮薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ⑯身体美容または整形 左記1・2・5に該当する場合 ⑰被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由 左記1・5に該当する場合 ⑱環境汚染 ⑲環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由 ⑳騒音、振動、悪臭、日照不足等 ㉑電磁波障害 左記3に該当する場合 ㉒被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル
	日常トラブルあんしんプラン		

など

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【交通傷害】ケガあんしんプラン

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注) 次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故 ②交通乗用具に搭乗中(※)の事故 ③駅の改札口を入ってから出るまでの間における事故

④交通乗用具の火災

など

(※) 正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

●保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ⑪船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑫航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑬グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑭被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事その作業に直接起因する事故
	後遺障害保険金(第1級～第7級)	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の42%^(※)～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(42%^(※)～100%) (※)「後遺障害等級限定補償特約(第1級～第7級)」をセットしています。 (特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約は対象外)	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ⑪船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑫航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑬グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑭被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事その作業に直接起因する事故
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ⑪船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑫航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑬グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑭被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事その作業に直接起因する事故
	手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、〈入院中に受けた手術の場合〉の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1) ②先進医療に該当する手術^(※2) 〈入院中に受けた手術の場合〉 手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) 〈外来で受けた手術の場合〉 手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍) (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ⑪船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑫航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑬グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑭被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事その作業に直接起因する事故
	通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、30日^(※1)を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の30日^(※1)限度) (※1) 通院保険金支払限度日数変更特約(30日)をセットしています。 (特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約は対象外) (注1) 通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等^(※2)を常時装着したときはその日数について通院したものとしなします。 (※2) ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ⑪船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑫航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑬グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑭被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事その作業に直接起因する事故

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任 (国内外補償) (注)	個人賠償責任 (国内外補償) (注)	日本国内または国外において、被保険者 ^(※1) が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者 ^(※1) の日常生活(住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。))に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品) ^(※2) を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等 ^(※3) を運行不能にさせた場合 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人　イ. 本人の配偶者　ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません。)。ただし、本人に関する事故にかぎりません。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2)次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 (※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両 ^(※1) 、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ ^(※2) または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など (※1)次のア. からエ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用の車 ^(※3) および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車 (※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 (※3)身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義	
原因事故	トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。 原因事故の発生の際は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。	
	トラブルの種類	原因事故の発生の時
	被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時
	借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)
	離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時
	遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時
	人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
交通乗用具	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車(一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。)、移動用小型車、遠隔操作型小型車(搭乗装置のあるものにすぎません。)、自転車、身体障がい者用の車(身体障がい者用車いすを含みます。)、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、原動機を用いないキックボード、ペダルのない二輪遊具等は除きます。	
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。	
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。	
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)	
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。	
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。	
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。	
被保険者の未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。	
弁護士等	弁護士または司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。	
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。	
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。	
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。	
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。	
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。	

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
〈告知事項〉この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者ご本人の職業または職務(ケガあんしんプラン交通傷害を除く)
 - ★他の保険契約等^(※)の加入状況
- (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
- 弁護士費用総合補償特約において、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

【ケガあんしんプラン交通傷害を除く】

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

【共通】

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ず取扱代理店にお申し出ください。
- 〈被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について〉
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 〈重大事由による解除等〉
保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 〈他の身体障害または疾病の影響〉
●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の2025年11月25日午後4時に始まります。

〔弁護士費用総合補償特約〕

- 離婚調停に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
- (注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- など

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合 弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。
(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。
また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合は、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。
詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。
引受割合については取扱代理店にご確認ください。

引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社(幹事)
三井住友海上火災保険株式会社
東京海上日動火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

10. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。
申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- ☐ 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様の契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【ケガあんしんプラン交通傷害以外にご加入の方のみご確認ください】

☐ 情報職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者
※1	オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※2	プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。の方等についてはお引き受けできません。

【家族型・夫婦型にご加入になる方のみご確認ください】

☐ 被保険者の範囲についてご確認ください。

【「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットしたプランにご加入になる場合のみご確認ください】

☐ 「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。

【注意事項】

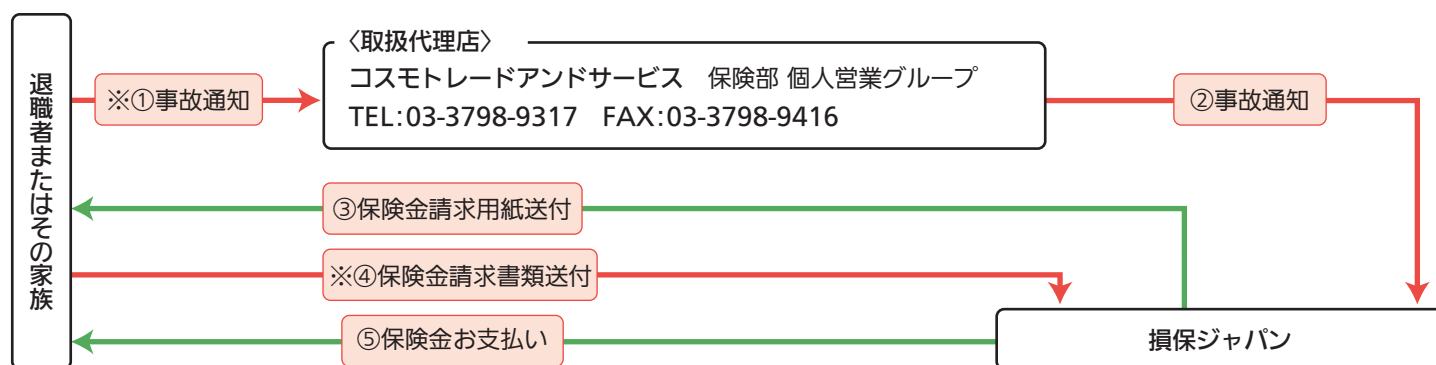
ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

万一事故にあった場合は

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
 - 弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
 - 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。
- なお、以下の場合には示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など
- 被保険者に保険金を請求できない事情があるときは、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - 保険金請求用紙は事故のご連絡があり次第保険会社よりお送りします。
 - 保険金請求状況によっては次年度よりご継続をお断りさせていただく場合があります。**



※①事故通知の際の必要事項

傷害事故特定感染症の発病	●事故にあった人 ●事故日時 ●事故の場所 ●どのような事故か ●連絡先TEL番号 ●病院名・TEL番号 ●傷害名・病名 など
賠償事故	●相手方の名前・連絡先 ● 損害の程度・内容 ● 事故発生の日時 ●事故場所 ●相手がケガをした時は上記“傷害事故”の事項 など
携行品	●事故の発生した場所 ●携行品の名称、購入年月、購入価格 など
ホールインワン・アルバトロス	●ゴルフ場名 ●同伴者の名前 など

※④保険金請求書類送付の際の必要書類

傷害部分	●交通事故の場合…警察発行の事故証明(駅構内の場合は駅の証明) ●ご家族のケガの場合…健康保険証または住民票の写し ●保険金請求額が30万円を超える場合は診断書(コピー可) など
ゴルフ型	●ゴルフ場からの賠償、傷害、用具損害の各事故証明書 ●ホールインワン・アルバトロスの場合、スコアカード、および領収書、事故証明書 ●用品損害の場合、写真と見積 など

※携行品、ゴルフ用品が盗難にあった時は、必ず警察にお届けください。

LINEで保険金の請求・保険会社とのやりとりが可能です

LINEでの保険金請求なら…



LINEの保険金請求は
こちらから



仕事中や運転中など、忙しくて電話に出られない時でも大丈夫！

損保ジャパンのLINE公式アカウントのメニューからいつでも簡単に！
事故のご連絡から保険金請求のお手続きまで完結できます！

●トーク画面から事故の連絡



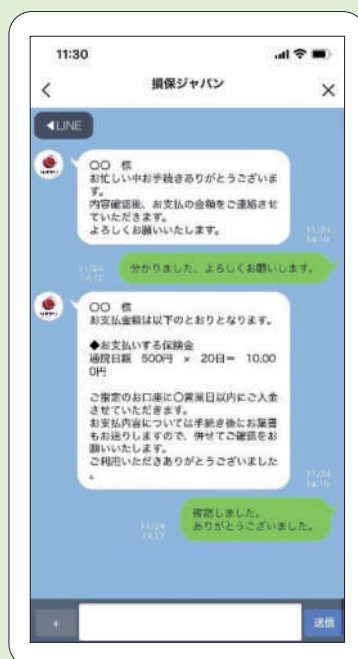
傷害保険のみ対応

24時間いつでも
連絡可能

専用アプリなどの
インストール不要

ココから連絡！
ご連絡の際は
「加入者番号」を
必ずご入力ください

●保険金請求もチャットで完結



チャット：全保険商品対応
保険金請求：傷害・医療保険

チャットや画像で履歴が
残るので^(※1)分かりやすい

書類の記入・郵送
が不要^(※2)

最短30分で
お手続き完了

他にもご請求を簡単・
便利に行える機能が
充実！

※1 チャットの内容はセキュリティの高い損保ジャパンのサーバーに保存されます。

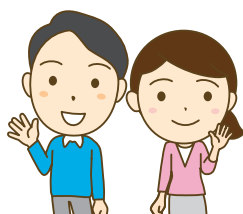
※2 ご請求いただく保険金の内容によって、別途書類のご提出が必要となる場合がございます。



実際にサービスをご利用いただいたお客さまからも好評です！

時間を気にすることなく
申請ができて、助かりました

都合のいい時に返信できるのは
とてもありがたかったです



迅速な対応でおどろきました。証明書類の
画像を送るだけで終わり、とても楽でした

保険会社とのやりとりがトークルームで
確認できるので安心でした

「自転車事故」への備えは万全ですか？

ご存知
ですか？

全交通事故の**23.2%**が自転車事故で、
近年増加傾向です！

※警察庁「自転車関連交通事故の状況」(令和6年数値)から作成

自転車が加害者となる事故が多発！

子ども(未成年)の加害
事故、賠償責任は親に！

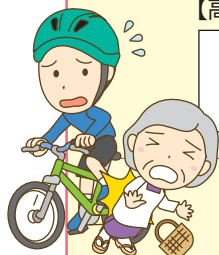
自転車側に1億円近い高額賠償を命じる判決も！

【高額賠償の例】

賠償額
9,521万円

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)



自治体での**保険加入義務条例の制定**がすすんでいます！

【例】 東京都:2020.4.1施行
千葉県:2022.7.1施行

愛知県 :2021.10.1施行
神奈川県:2019.4.1施行

大阪府:2016.7.1施行
三重県:2021.10.1施行

グループ損害保険(傷害)で個人賠償3億円まで補償可能です！

問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●取扱代理店 **株式会社コスモトレードアンドサービス 保険部 個人営業グループ**

〒108-0023 東京都港区芝浦3-1-1
TEL 03-3798-9317 FAX 03-3798-9416
(受付時間:平日の午前9時から午後5時30分まで)

●引受幹事保険会社 **損害保険ジャパン株式会社 企業営業第六部第一課**

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL 050-3808-4704 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕 0570-022808(通話料有料)

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起きた場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110(受付時間:24時間365日)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。